

議員案第1号

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の改正について

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

提出者 佐野市議会議員 山 菅 直 己

賛成者 佐野市議会議員 横 井 帝 之

〃 鶴 見 義 明

〃 若 田 部 治 彦

〃 飯 田 昌 弘

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年佐野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「議員」の次に「（当該議員が死亡したときは、その法定相続人）」を、「これに」の次に「現金出納簿及び」を加え、同条第3項中「議員が」の次に「年度の途中において」を、「なくなった日」の次に「（以下「離職日」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において死亡したときは、第2項の規定にかかわらず、死亡した日（以下「死亡日」という。）の翌日から起算して50日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

第6条第1項中「受けた議員」の次に「（当該議員が死亡したときは、その法定相続人）」を加え、同条第2項中「議員でなくなった日（以下「離職日」という。）」を「離職日」に改め、同条に次の2項を加える。

4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において死亡したときは、死亡日の属する月から月割をもって計算した額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

5 前項の場合において、死亡日の属する月の前月までの月割をもって計算した額から死亡日までの支出額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

別表中

区分

 を

経費

 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

理 由

政務活動費の交付を受けた議員が死亡した場合の政務活動費に係る収支報告書等の提出及び返還について定め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書又はこれに準ずる書類（領収書の発行が困難な場合に限る。）その他議長が必要があると認める書類を添えて議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けた議員（当該議員が死亡したときは、その法定相続人）は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに現金出納簿及び領収書又はこれに準ずる書類（領収書の発行が困難な場合に限る。）その他議長が必要があると認める書類を添えて議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日（以下「離職日」という。）の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</p> <p>4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において死亡したときは、第2項の規定にかかわらず、死亡した日（以下「死亡日」という。）の翌日から起算して50日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</p>
<p>(政務活動費の返還)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその年度において別表に定める経費の範囲に基づいて支出した総額（以下「支出額」という。）を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日（以下「離職日」という。）の属する月から月割をもって計算した額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(政務活動費の返還)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員（当該議員が死亡したときは、その法定相続人）は、その年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその年度において別表に定める経費の範囲に基づいて支出した総額（以下「支出額」という。）を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、離職日の属する月から月割をもって計算した額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において死亡したときは、死亡日の属する月から月割をもって計算した額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

5 前項の場合において、死亡日の属する月の前月までの月割をもって計算した額から死亡日までの支出額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

別表 (第4条関係)

経費	内容
(略)	

別表 (第4条関係)

区分	内容
(略)	